

## 第 357 回 企業会計基準委員会議事概要

I. 日 時 平成 29 年 3 月 28 日（火） 13 時 30 分～16 時 20 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

（審議事項）

- (1) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況
- (2) 実務対応報告「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」【公表議決】
- (3) 実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」【公表議決】
- (4) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討
- (5) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討
- (6) 基準諮問会議からのテーマ提言
- (7) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討
- (8) 専門委員の選退任

（報告事項）

- (1) 2017 年 3 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の報告

IV. 議事概要

（審議事項）

- (1) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況

小賀坂副委員長及び谷専門研究員より、修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、第 31 回（平成 29 年 2 月 23 日開催）及び第 32 回（平成 29 年 3 月 27 日開催）の IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、次回以降の委員会において、改正修正国際基準の公表承認に関する審議を行うことを検討する旨が説明された。

- (2) 実務対応報告「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」【公表議決】

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより、実務対応報告「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」について説明がなされ、審議・採決が行われた。採決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

- (3) 実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」【公表議決】

小賀坂副委員長及び三宮専門研究員より、実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」について説明がなされ、審議・採決が行われた。採

決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

**(4) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討**

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する実務対応報告の文案について説明がなされ、第99回実務対応専門委員会（平成29年2月24日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、次回以降の委員会において、公開草案の公表承認に関する審議を行うことを検討する旨が説明された。

**(5) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討**

小賀坂副委員長及び川西ディレクターより、重要性に関する事項、収益認識の単位及び取引価格の配分に関する事項、開示（注記事項）の検討の方向性について説明がなされ、第79回収益認識専門委員会（平成29年3月17日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

**(6) 基準諮問会議からのテーマ提言**

高濱基準諮問会議副議長より、第29回基準諮問会議（平成29年3月14日開催）における審議の結果、「仮想通貨に係る会計上の取扱い」をASBJの新規テーマとして提言することの報告が行われた。

また、基準諮問会議で提案された「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について、今後の適用指針の改正時に対応を図ることを依頼する旨の報告が行われた。

**(7) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討**

小賀坂副委員長及び淡河専門研究員より、税効果会計に係る開示の検討について説明がなされ、第49回税効果会計専門委員会（平成29年3月22日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

**(8) 専門委員の選退任**

小賀坂副委員長より、金融商品専門委員会等の専門委員の選退任案について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、原案の通り承認され、委嘱等の手続を行うこととされた。

**(報告事項)**

**(1) 2017年3月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の報告**

資料の提示をもって報告するものとされた。

以 上